

松本市告示第522号

松本市農林業功労者表彰要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年7月28日

松本市長 臥雲 義尚

### 松本市農林業功労者表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、農林業の振興、農村における農家生活の向上等において優れた業績のあった者を表彰することにより、本市の農林業の振興を図ることを目的とする。

(表彰の基本的原則)

第2条 市長は、本市の農林業施策等に協力し、社会的貢献度が高く、他の模範である者を表彰するものとする。

(表彰の種類及び基準)

第3条 表彰の種類及び基準は、次に定めるところによる。

- (1) 農林業振興功労者表彰 次に掲げる職に原則として9年以上あった者であって、農林業振興に積極的に寄与し、功績が顕著であるもの
  - ア 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）、土地改良法（昭和24年法律第196号）、森林組合法（昭和53年法律第36号）等の規定により設立された農林業団体の法定役員の職にあった者は、その期間
  - イ アに規定する農林業団体以外の任意の農林業団体の正副代表者の職にあった者であって、市長が認めるものは、その期間
  - ウ ア及びイに規定する職にあった者は、それぞれの期間を合算した期間
- (2) 農林業後継者・新規就農者表彰 次に掲げる要件のいずれにも該当する者
  - ア 農林業に従事し、将来とも農林業に従事する意思を有し、農林業後継者又は新規就農者の模範となる者
  - イ 原則、5年以上の就農経験を有する者であって、農林業技術を十分習得しているもの
  - ウ 地域発展のため地域づくりに積極的に関わっている者
- (3) 農林業団体表彰 次に掲げる要件のいずれにも該当するもの
  - ア 農林業を経営する者をもって組織する団体であって、業務内容及び事業実績が共に顕著であるもの
  - イ 活動年数10年以上の実績を有する模範的なもの
- (4) その他表彰 農林業振興等に寄与した者として市長が特に認めたもの

(表彰候補者の推薦)

第4条 前条第1号から第3号までに掲げる表彰の候補者について推薦しようとする者は、推薦書(様式第1号)に推薦調書(様式第2号)及び履歴書(様式第3号)を添えて市長に提出する。

2 前条第2号の農林業後継者・新規就農者表彰の推薦をしようとする者は、前項の規定による書類等に加え、営農状況調書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

(審査会)

第5条 表彰に関する事項を審査するため、農林業功労者表彰審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(1) 農業関係者

(2) 副市長

(3) 前号以外の市職員

4 委員の任期は、委嘱又は任命の日から次条第4項の規定による報告が終了するまでの間とする。

5 審査会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

6 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議(以下「会議」という。)は、市長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、会議の審査が終了したときは速やかに市長に選考結果を報告するものとする。

(被表彰者の決定)

第7条 市長は、審査会の選考結果に基づき、被表彰者を決定する。

(表彰の制限)

第8条 市税の滞納がある者は、表彰しない。

(表彰の方法)

第9条 表彰は、市民祭表彰式典において行うものとする。

2 表彰は、表彰状及び記念品を贈ることにより行うものとする。

3 被表彰者が表彰前に死亡したときは、その遺族に贈るものとする。

(庶務)

第10条 審査会の庶務は、産業振興部農政課において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和7年7月29日規則第522号）

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の松本市農林業功労者表彰要綱の規定による様式は、当分の間、この告示による改正後の松本市農林業功労者表彰要綱の規定による様式とみなす。